

地域防災計画の修正に関するパブリックコメント意見及び
市議会からの指摘・要望事項に対する考え方・対応案について

防 災 会 議 資 料

2 4 . 8 . 2 2

防災危機管理課

1 全 般

パブリックコメントにおいては、9名の市民から102件の意見が寄せられ、このうち18件について修正する。
また、市議会からは、35件の指摘・要望事項が寄せられ、このうち6件について修正する。

2 パブリックコメントにおける主要な意見及び考え方・対応

意 見	市 の 考 え 方 ・ 対 応	修 正
追加：自助・共助・公助の役割分担を可視化する。 追加：指揮系統を可視化する。	<p>防災における自助・共助・公助の役割は、何れも「市民の生命、身体及び財産を災害から守る」ことであり、各々の具体的な役割は第4節において記述しています。</p> <p>なお、自助とは自分で守る、共助とは地域でお互いに助けあう、公助とは行政が助けるという概念であり、それらの間に指揮系統は存在しませんが、公助に関して、市役所職員をもって設置する災害対策本部においては、本部長（市長）が本部職員を指揮監督します。また、対策本部は、各関係機関、団体及び市民と協力して災害に対処します。</p>	無
マニュアルに従って防災訓練を行い、実施状況に沿ってマニュアルを改編する。	<p>災害対応にマニュアルの作成は有益であり、マニュアルに沿った訓練も実施し、その成果をマニュアルの修正に反映してまいります。更に、「マニュアルに頼らず、状況に即して対応する訓練」も重視して実施してまいります。</p>	無
追加：飲料用井戸の設置、飲料水供給体制の整備を行う。	<p>災害用井戸につきましては、避難所やその周辺における生活水の確保のため、各小中学校等に設置しています。現在ある27か所の災害用井戸の原水とろ水機による処理水を検査した結果を踏まえ、飲用水として供給出来ると判断した18か所のうちの所要の井戸に動力ポンプ等を設置して、その給水能力を強化する旨を「第2章災害予防計画 第4節 防災施設・体制等の整備計画 第2款 防災施設の整備」に記述します。また、応急給水用の車載ポリタンク（2t）24個購入し、応急給水力を強化します。</p> <p>なお、本防災計画案においては「市は避難所などで応急給水活動を開始する」「市限りで対応不可能な場合は、近隣市町村、県、国その他の関係機関の応援を得て実施する」としています。また、防災計画の対象としている大規模災害</p>	有

	とは別の原因によって、市の全域におけるような大規模な断水が生じた場合は、このポリタンクを使用し、4か所の浄水場に8か所の小学校を加えた12か所の給水所において給水する計画です。	
追加：市独自に子ども、妊婦等の安定ヨウ素剤を準備する。 追加：マスク、消毒用アルコール等を準備する。	安定ヨウ素剤の備蓄については、今後の国及び県の防災計画の修正を踏まえて検討します。 新型インフルエンザ対策等は本計画の対象外ですが、同対策のため所要の防護衣、マスク、消毒用アルコール等を備蓄しています。	無
防災会議に女性委員の参画が保障されるよう制度化して頂きたい。特に女性の医師、看護師、助産師、保健師、栄養士、建築士、教員など暮らしに関わる女性専門家が参画出来るようお願いしたい。	災害対策基本法の改正に伴い、市の防災会議にも「学識経験のある者等」を委員とすることが可能となりました。市の条例を改正し、それに基づく委員については、女性委員を含めた選出をしてみたい。	無
本市では、震度5弱を記録し・・・ 本市では、震度5弱を記録し一部地域の学校校庭等において液状化現象が見られた他、900棟を・・・追加	ご意見の趣旨を踏まえ、「・・・人的被害はなかった。また、長崎小学校の校庭、野々下水辺公園芝生地等、一部地域において液状化現象が見られたが、補修を施す必要のある規模のものではなく、液状化による被害もなかった。」に修正（下線部を加筆）します。	有

<p>液状化の発生する可能性が高い地域は少ないが・・・</p> <p>本市の中で特に江戸川及び坂川に沿う農耕地や市街地を形成する地域において液状化の危険度が高く算定され、これら地域における液状化対策が急務である。</p>	<p>現行案で、「流山市西部の江戸川沿いや南西部の低地及び小河川沿いなどの地域で液状化の危険度が高くなると算定され、特に、これらの地域における液状化対策が重要となる」と記載しています。</p> <p>これらの地域に、今後建物を建設する場合は、事前に対策を施すよう、情報提供等を行います。また、現在の技術においては、既に建物が建築されている土地の液状化対策には多額の費用を必要とし、今後の国や企業等の技術開発等が不可欠です。</p>	<p>無</p>
<p>P7などは個人の家が特定できますので、犯罪誘発にもなりかねません。</p> <p>柏のように地区ごと統計数字でだしてください。</p>	<p>ご意見にある図は、地域的な特性による危険度を周知するためのものであって、個々の家の危険度を表したのではなく、また、50mメッシュのため、個人の家までは特定できません。</p> <p>また、柏市でも50mメッシュの分布図を公表していますし、揺れやすさマップについては、同じ50mメッシュで公開しておりますが、犯罪につながったという報告は受けておりません。</p>	<p>無</p>
<p>電力施設は流山市が所管・公開されている上水道・下水道網のように、ネットワークと拠点施設が非公開なので分析できません。ただし・・・などの表現を見ると、阪神・関東大震災などの直下型の地震動には対応できないのではと不安を覚えます。</p> <p>東京電力に対し、電力供給ネットワーク図の公開を求めるべきと考えます。</p>	<p>市は、防災計画作成に際して、東京電力に対し、被害想定のため、電力供給ネットワーク等の資料を提供するよう求めています。保安上の理由から得られていません。</p> <p>指定公共機関たる東京電力は、災害時においても、電力の安定供給に努める責務を有しており、市は、同社に対して、発送電施設等の耐震化、被災時における迅速な復旧態勢の構築等の対策を取るよう要請してまいります。</p>	<p>無</p>

<p>石造の鳥居、狛犬、石柵、墓石等の倒壊について安全策を講ずる。</p>	<p>石造の灯籠、鳥居、狛犬、石柵、墓石等の倒壊を防ぐため、所有者に対して安全策を講じるよう啓発します。また、地震発生時は、これらや、石段、ブロック塀等から離れるよう、市民に啓発してまいります。</p>	<p>無</p>
<p>地域の実情に応じて生活者の多用な視点を反映した防災対策の実施を可能とし、地域の防災力を向上させるため、自主防災組織の責任ある地位に必ず女性が含まれるように方策を考えて頂きたい。</p>	<p>「自主防災組織や避難所運営組織への女性の参画の促進」について記述しています。</p> <p>その上で、自主防災組織は「住民の隣保協同の精神に基づく‘自発的’な防災組織」であり、自主防災組織の責任ある地位に女性が含まれるようにするためには、市民自身に、そういった意識を持って頂くことが必要不可欠です。このため、市は、地道に根気よく関係者との対話を継続することが重要であるとの認識のもと、自治会や防災に関わる団体等における防災講話等に際して、その必要性を強く訴えているところです。</p>	<p>無</p>
<p>追加：災害時に襲撃されやすい金融機関、コンビニなどのATMの予防計画の作成を指示する。必要に応じて、警察機関と協議する。</p>	<p>災害時の防犯については、警察と連携して実施していくことを第3章に記載しています。</p> <p>企業における防犯計画の作成等の取り組みは各企業の責任で行うことが基本であり、市には、私企業に対して「予防計画の作成を指示」する権限はありませんが啓発には努めてまいります。</p>	<p>無</p>
<p>防災図上演習(DIG)を自治会組織等を対象に普及させてください。出前講座にもなじむと考えます。</p>	<p>「第2章災害予防計画 第1節 訓練及び防災知識の普及計画 第3 自主防災組織の整備」において、『自主防災組織等の訓練等に対して、「DIG及びHUGの講習会」等を重視してその実施を支援する。』と記載しています。</p> <p>図上訓練及びDIGの支援についての依頼が来ており、普及に努めます。</p>	<p>無</p>
<p>地域住民の理解のもと既存住宅と道路など公共施設との一体的な液状化対策を進める。 を追加する。</p>	<p>液状化対策の重要性は認識しており、今後の技術開発、国や県の政策等に即して対策を進めていく必要があると考えます。</p>	<p>無</p>

<p>追加：(6) 空き家対策：耐震上危険な建物、住宅には安全策を講ずるまたは撤去するように促す。</p>	<p>防災上の観点からも、空き家対策の重要性を認識しており、「流山市空き家等の適正管理に関する条例」に基づき、適切に対応してまいります。</p>	<p>無</p>
<p>この前の断水の時もそうでしたが無線が全く調子悪く何言っているのかわからないという意見が多かった。アナログからデジタルに変わる時期なので他の方法を考えてください。</p>	<p>防災行政無線の屋外子局(拡声器)については、効果の観点から、これに代わるより有効な手段を検討してきました。</p> <p>しかしながら、それらの手段は、それぞれ一長一短があり、現時点においては、単一の手段を以て満足し得るものというものはありません。従って、今後は、防災行政無線の既存の屋外拡声器のほか、戸別受信機、広報車、安心メール、エリアメール、ツイッターといった複数の手段を、最適の組み合わせで整備してまいります。</p>	<p>無</p>
<p>乳幼児・ペットにも配慮した備蓄品も必要と考えます。民間の備蓄を誘導していただければ幸いです。</p>	<p>乳幼児に配慮した備蓄として、災害時要援護者の品目の部分に「哺乳瓶」を加筆し、市として備蓄するとともに、乳幼児を有する家庭における備蓄を啓発してまいります。</p> <p>ペット用の備蓄に関しては、飼主の責務として備蓄するよう啓発してまいります。</p>	<p>有</p>
<p>避難場所の指定に当たり、「安全な場所」とあるが、現在の指定避難場所の安全性は十分検証されているのか。再検証が必要。例えば八木北小などは周辺に住宅が密集しており、安全とはいえない。</p>	<p>八木北小学校を含め、各避難所は比較的安全な施設であることから選定しています。</p> <p>それでも、近傍で火災が発生し、避難所に危険が及ぶ恐れが生じた場合は、住民が安全に避難できるよう情報伝達及び誘導等を迅速かつ的確に実施してまいります。</p>	<p>無</p>

<p>追加：市は、災害時に必要な各種文書について、英語で用意するとともに、ニーズに応じて言語を追加していくものとする。</p>	<p>電子メールによる災害情報等の提供については、英語版を発信出来るように準備を進めていますが、安心メール以外の文書等の英語版については、現実を踏まえた必要性等について、国際交流協会と協議をしております。</p>	<p>無</p>
<p>高齢者、障がい者等の移動にあたっては予め許可を得て自動車で移動する。</p>	<p>ご意見の趣旨を踏まえて、「避難の方法は‘原則として’徒歩による」としています。</p> <p>災害時要援護者の避難を支援する場合、車椅子等が適するののか、それとも自動車が必要になるののかは、避難の切迫性、避難所までの距離、道路状況、火災や他の避難者等の状況次第です。従って、災害時要援護者の避難を支援する人が、これらの状況を踏まえた上で、自動車を使うことの妥当性を総合的に判断していただくことが必要であり、災対本部が個別の避難者毎に許可を出すことはありません。</p> <p>そのためにも災害が発生する前の避難計画の作成や訓練が重要になります。</p>	<p>無</p>
<p>「避難場所で応急給水を開始」とあるが、前述の輸送の如く、給水車は避難場所に行けないと想定した計画とすべき。又、給水期間を「災害発生から7日以内」とあるが、それ以降は給水は可能なのか。水道の復旧が出来るとは到底思えない。どうするのか。</p>	<p>給水車が避難所まで到達できない場合は、災害用井戸、備蓄物資や自助によって備蓄している飲料水において対応するとともに、ヘリコプター等による空路輸送において飲料水を確保することとします。</p> <p>「また、避難所等では、7日以内に仮配水管を設置するなどして、水道水を確保します。」を加筆します。</p>	<p>有</p>

3 市議会の主要な指摘・要望事項に対する考え方・対応

意見	市の考え方・対応	修正
<p>防災行政無線の有効性の再検証をされたい。</p>	<p>防災行政無線については、現在、聞こえ具合マップ（仮称）を作成中ですが、聞こえない、内容が分からないといった回答が多数を占めているため、防災行政無線の屋外子局（拡声器）については、効果の観点から、これに代わるより有効な手段を検討しています。</p>	<p>無</p>
<p>自主防災組織の組織率を拡大し地域間の格差を解消し、マンネリ化しがちな防災訓練の内容を見直しさらに活動を積極化される方策を採られたい。</p>	<p>市では、美田自治会と避難所運営訓練や他自治会等の見学について、流山小学校区まちづくり協議会とDIG、新東谷防災広場を使用した防災訓練や他自治会等の見学について、新川まちづくり協議会の地域防災担当者会議で避難所運営マニュアルについて、向小金田島自治会と防災まち歩きについて、協議、勉強会、情報提供等を実施しているほか、各自治会等に対する防災講話等に際して、地域における防災訓練の重要性と、市として積極的に支援する旨を周知する等に取り組んでいるところであり、今後、更に進めてまいります。</p>	<p>無</p>
<p>東南海地震や、近隣県における地震を原因とする災害に見舞われる確率もきわめて高い震度5強、震度6弱、震度6強など、それぞれの被害想定を、液状化、家屋の損壊、火災、崖くずれなど、具体的にシミュレーションし、危険な地域に暮らす市民の方々に、我が家の耐震性に関心をもって頂くことで、耐震診断、耐震工事を更に啓発されたい。</p>	<p>今回の地域防災計画の修正にあたっては、市内での揺れや液状化、崖・斜面の被害、建物被害、火災危険度等被害想定、具体的なシミュレーションを実施しています。</p> <p>今後、地震想定を修正する機会に、可能な限り、ご意見の趣旨を反映した被害想定も実施し、各種対策に資するよう検討します。</p>	<p>無</p>

<p>MCA 無線、防災ラジオなど、防災行政無線を補完するシステムを導入されたい。</p>	<p>防災行政無線の屋外子局に代わるものとして、様々な手段について検討してきましたが、それぞれ一長一短があり、現時点においては、単一の手段を以て満足し得るものというものはありません。従って、今後は、防災行政無線の既存の屋外拡声器のほか、戸別受信機、広報車、MCA 無線、安心メール、エリアメール、ツイッターといった複数の手段を最適の組み合わせで整備してまいります。なお、防災ラジオについては、防災行政無線の制御信号が雑音となるため、その有効性を検証します。</p>	<p>無</p>
<p>自治会に推進員などを置き、その人が登録を助けるなど、「安心メール」の登録を増やす方策をとられたい。</p>	<p>安心メールについては、平成17年4月に開始して以来、様々な啓発活動を実施してきましたが、現在は、コミュニティ課、防災危機管理課、各出張所等の窓口で登録のお手伝いをしているほか、防災講話等において、市民に直接働きかけており、更に進めてまいります。</p> <p>なお、サービス提供会社を現在のNHKプラネットに変更後の平成23年4月以来の登録件数は次のとおりです。</p> <p>平成23年4月 16,106 7月 31,358 (+ 15,252) 10月 33,154 (+ 1,796) 平成24年1月 34,213 (+ 1,059) 4月 31,714 (- 2,499)¹ 7月 41,334 (+ 9,620)²</p>	<p>無</p>

¹ 宛先不明アドレス(デッドアドレス)をクリーニングし、カウント対象の数を有効アドレス(送信可能なアドレス)とした。

² 5月19日のホルムアルデヒドの検出に伴う断水の影響による登録件数の増加も含まれるものと考えられる。

<p>避難所には通信施設（公衆電話など）や、防災倉庫があるべきであり、防災倉庫の内容とともに一覧表を掲載されたい。</p>	<p>公衆電話については、NTTと調整した結果、費用対効果上、設置は難しいとのことでした。ただし、あらかじめ避難所予定施設に回線を引くことはできるため、今後、避難所予定施設の施設管理者と協議してまいります。なお、各避難所予定の施設には、小中学校等から優先的に、MCA無線機を配置する計画です。</p> <p>また、各小中学校への防災倉庫の設置を進めているところであり、備蓄品の一覧表についても、ホームページやその他の手段で周知します。</p>	<p>無</p>
<p>避難時にはお薬手帳を持参するように注意喚起されたい。</p>	<p>ご意見の趣旨を踏まえ、お薬手帳を非常持出品に追加します。</p>	<p>有</p>
<p>飲料用井戸の増設、飲料水供給体制の更なる整備をされたい。</p>	<p>災害用井戸につきましては、避難所やその周辺における生活用水の確保のため、各小中学校等に設置しています。現在ある27か所の災害用井戸の原水とろ水機による処理水を検査した結果を踏まえ、飲用水として供給出来ると判断した18か所のうちの所要の井戸に動力ポンプ等を設置して、その給水能力を強化する旨を「第2章災害予防計画 第4節 防災施設・体制等の整備計画 第2款 防災施設の整備」に記述します。また、応急給水用の車載ポリタンク（2t）24個購入し、応急給水力を強化します。</p> <p>なお、本防災計画案においては「市は避難所などで応急給水活動を開始する」「市限りで対応不可能な場合は、近隣市町村、県、国その他の関係機関の応援を得て実施する」としています。また、防災計画の対象としている大規模災害とは別の原因によって、市の全域におけるような大規模な断水が生じた場合は、このポリタンクを使用し、4か所の浄水場に8か所の小学校を加えた12か所の給水所において給水する計画です。</p>	<p>有</p>
<p>災害時外国人支援センターを設置して、国際交流協会との連携をはかり、外国語の通訳・翻訳を行い、行政情報の情報提</p>	<p>電子メールによる災害情報等の提供については、英語版を発信出来るように準備を進めており、また、外国人が防災訓練に参加又は見学に来て、防災に関心を持ち、地域との交流を深めるよう、直接及び国際交流協会を通じて働き掛けたところです。今後、外国人の支援について、同協会と連携を進め</p>	<p>無</p>

<p>供に務められたい。</p>	<p>てまいります。</p>	
<p>飼い主の被災等により、ペットが逃げ出した場合の対応として、捕獲した時に、飼い主が速やかにわかるよう、ICチップ登録を啓発されたい。</p>	<p>「動物の愛護及び管理に関する法律」では個体識別等による所有の明示等を飼主の責務としています。</p> <p>環境省は、同法に規定する個体識別の手段について、告示第23号「動物が自己の所有に係るものであることを明らかにするための措置（平成18年1月20日）」において、首輪、名札等又はマイクロチップ等を例示した上で、「脱落し、又は消失するおそれの高い識別器具等を装着する場合は、補完的な措置として、可能な限り、マイクロチップ等を併用して装着すること」としています。</p> <p>マイクロチップは、‘災害に備えて’というより、本来の趣旨どおり‘ペットを飼う者の責任’として啓発すべきものと考えます。</p>	<p>無</p>
<p>ペット同伴の避難についてのマニュアルは、獣医師や、動物愛護の団体等とも連携をはかり、策定されたい。</p>	<p>避難所におけるペットの存在は、避難所生活に多大な影響を及ぼすものであり、また、影響度は、避難所の施設・環境の条件によっても異なり、更に近年、犬や猫に限らず、鳥類、は虫類、昆虫など、様々な動物を合法的に飼育している人も多くいることから、避難所へのペット受入れの可否、その対象、受け入れ方法、受け入れ後の扱い等をどうするかについては、多様な意見があります。このため、各避難所毎に、先ずは、避難所を使う可能性のある地域住民の意志を最大限に尊重した上で、公益社団法人千葉県獣医師会東葛地域獣医師会等とも連携し、避難所運営マニュアルに盛り込むものとしします。</p>	<p>無</p>
<p>宮崎県高鍋町のように災害時の要援護者や、被災者の各種手続きを円滑に行うため、「要援護者管理システム」と、「被害者支援システム」を本市においても、検討、導入されたい。</p>	<p>現時点では、災害時要援護者対策として、避難支援プランを作成することとしております。</p> <p>「要援護者管理システム」及び「被害者支援システム」については、今後その費用対効果を検討してまいります。</p>	<p>無</p>

<p>市内の各自治会ごとに地域防災リーダーの育成を強化し、市長が委託されたい。</p>	<p>各地域における防災の中核を担う組織として、自主防災組織の結成と活性化に取り組んでいるところです。自主防災組織の役員等となるべき人材の育成を進めていきますが、自主防災組織は「住民の隣保協同の精神に基づく‘自発的’な防災組織」であり、その趣旨どおり、‘自主的’な活動として実施して頂きたいと考えます。</p>	<p>無</p>
<p>最低市内4カ所に平成26年度までに防災公園を配備されたい。</p>	<p>国（国土交通省）が整備事業として実施している「防災公園」のうち、備蓄倉庫、耐震性貯水槽、放送施設、情報通信施設、ヘリポート、延焼防止のための散水施設等を備えた「防災拠点」及び「広域避難地」の機能を有するものは10ha以上の公園を対象としており、本市においては、地積上の制約のため、平成26年までにこういった規模の「防災公園」を市内4カ所に整備するというのは極めて困難です。</p> <p>本市の実情に即し、「公園」の本来の目的である‘憩い’の場としての機能と防災の機能を両立し得るよう、収納ベンチ、収納テーブル、防災あずまや等の整備を検討してまいります。</p>	<p>無</p>
<p>[総則、第6節想定地震と被害想定(5)火災被害]の算定根拠が不明である。例えば、東部地域・向小金地区では焼失棟数がないとされているが、狭隘道路で家屋が密集している同地域は、地震のときには火災がひろがる可能性が高いと思われる。地域住民の実感ともかい離しており、算定根拠を明らかにされたい。</p>	<p>(5)火災被害</p> <p>算定根拠は別添のとおりであり、その趣旨を要約し次のように加筆(下線部)します。</p> <p>『流山市直下の活断層によるM7.3の地震を仮定して、地域を50m×50mメッシュに区分し、各メッシュ毎にその直下に震源があった場合を仮定して算定した各メッシュにおける冬18時の火災延焼による焼失棟数を右図に示す。</p> <p><u>本算定においては、過去の地震の経験値に基づき全壊率から出火件数を算定、そのうち、住民の初期消火で消せなかったものを炎上出火件数とし、これを出火危険度の高いメッシュ順に振り分けて出火点メッシュとし、出火点メッシュのうち、消防等で消せなかったものを延焼出火点メッシュとして延</u></p>	<p>有</p>

	<p><u>焼シミュレーションを実施した結果が右図である。</u></p> <p><u>本結果から、南西部で被害が大きくなると算定され、これらの地域における建物の不燃化や消防力の強化等の対策が重要となることが分かる。</u></p> <p><u>一方、同図は、火気器具、電気器具等による出火の危険度と消防署からの離隔距離、住宅の密集度による延焼の可能性に基づく1回のシミュレーションの結果であり、焼失棟数が図上に表れていない地域においても、出火、炎上の危険性があることに留意する必要がある。』</u></p>	
<p>[総則、第7節減災目標の設定、1短期的な目標]は平成30年までの目標だが、2長期的な目標の(1)安全で災害に強いまちづくりのア、建築物の耐震化の促進では、平成27年までを目標年度としている。「長期的な目標」と「短期的な目標」が逆立ちしており、整合させるべきである。</p>	<p>ご意見はもっともですので、「短期的な目標」を「減災目標³」に、「長期的な目標」を「防災対策上の目標⁴」に修正します。</p>	<p>有</p>

³ 「減災目標」は、中央防災会議が、平成17年3月30日に決定した「地震防災戦略」において示した「被害想定をもとに人的被害や経済被害の軽減について達成時期を定めた具体的な被害軽減量を示す数値目標」である。

⁴ 「防災対策上の目標」は、「減災目標」の達成に必要となる「具体目標」と、その他、災害時において市民の身体と財産を守るために達成すべき目標をいう。「具体目標」は、「地震防災戦略」において示された「減災目標の達成に必要となる各事項毎の達成すべき数値目標、達成時期、対策の内容等を定めるもの」である。

<p>[災害予防計画、第2款防災施設の整備、第1防災拠点等の整備] 避難所となる学校を地域防災センターとして位置づけ、防災備蓄庫を設置し、災害時には自主防災組織の活動拠点とされたい。</p>	<p>小・中学校に順次防災備蓄倉庫を整備しているほか、災害時の自治会の活動拠点として、小・中学校の教室を割り当てています。</p>	<p>無</p>
<p>がれき、流木の運送方法（業者との連携）置き場所を事前に定められたい。</p>	<p>がれきの集積場所は、市汚泥再生処理センター（森のまちエコセンター）とすることを記載しております。また、運送については、建設業協同組合や造園土木業組合と協定を締結しております。</p>	<p>無</p>
<p>市役所、学校、会社など勤務組織ごとに体制の構築をされたい。</p>	<p>市役所、学校については、市地域防災計画に基づき、現在のマニュアルを見直してまいります。</p> <p>企業に関しては、「企業は、事業継続計画を策定・運用するように努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化、各計画の点検・見直し等防災活動の推進に努める」「市は、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、防災に関するアドバイスを行う。更に、災害時において一斉帰宅者の発生を抑制するため、従業員のほか、訪問者・利用者等について一定期間事業所内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等を促すなど、帰宅困難者対策を図るよう要請する」「災害時に協力が得られるよう、積極的に協定等の締結に努め、平常時から企業との連携を図る」としています。また、消防本部は、消防法の規定に基づき必要な指導等を実施しています。</p>	<p>無</p>